

平成十年政令第三百九十二号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第五項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第三項並びに第十九条第二項及び第三項並びに金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）第二十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 内部部局等
  - 第一節 金融国際審議官及び局の設置等（第一条—第五条）
    - 第二節 特別な職の設置等（第六条・第七条）
      - 第三節 課の設置等
  - 第一款 総合政策局（第八条—第十三条）
    - 第二款 企画市場局（第十四条—第十七条）
      - 第三款 監督局（第十八条—第二十三条）
  - 第二章 審議会等
    - 第一節 企業会計審議会（第二十四条）
      - 第二節 証券取引等監視委員会の事務局（第二十五条—第二十七条）
  - 附則
- 第一章 内部部局等
  - 第一節 金融国際審議官及び局の設置等
    - （金融国際審議官）
  - 第一 条 金融庁に、金融国際審議官一人を置く。
  - 第二 条 金融国際審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。
    - （局の設置）
- 第二条 金融庁に、次の三局を置く。
  - （企画市場局）
  - （監督局）
  - （総合政策局の所掌事務）
- 第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 機密に関すること。
  - 二 金融庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。
  - 三 國立国会図書館支部金融庁図書館に関する事務。
  - 四 金融庁の機構及び定員に関する事務。
  - 五 金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計の監査に関する事務。
  - 六 金融庁の所掌に係る金融庁の官印及び印の保管に関する事務。
  - 七 金融庁所属の国有財産及び物品の管理に関する事務。
  - 八 金融庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
  - 九 東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関する事務。
  - 十 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び处分並びに物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関する事務。
  - 十一 金融庁の行政の考査に関する事務。
  - 十二 金融庁の情報システムの整備及び管理に関する事務。
  - 十三 金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な情報の整理及び分析並びにその結果の提供に関する事務。
  - 十四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

- 十五 法令案その他の公文書類の審査に関する事務。
- 十六 金融庁の保有する情報の公開に関する事務。
- 十七 金融庁の所掌事務に関する個人情報の保護に関する事務。
- 十八 金融庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
- 十九 国会との連絡に関する事務。
- 二十 広報に関する事務。
- 二十一 金融庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務。
- 二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第五章の六の規定による審判の事務（金融商品取引法第二百八十九条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関する事務。
- 二十三 金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二十四 金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関する事務。
- 二十五 金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関する事務。
- 二十六 金融庁の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関する事務。
- 二十七 金融に係る知識の普及に関する事務。
- 二十八 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関する事務。
- 二十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関する事務。
- 三十 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務。
- 三十一 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 三十二 金融の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関する事務。
- 三十三 金融の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。
- 三十四 金融の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一条第一項第一号において同じ。）の確保に関する事務。
- 三十五 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。
- 三十六 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。
- 三十七 金融の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務。
- 三十八 次に掲げる者の監督に関する事務（第三十六号に掲げるものを除く。）。
  - イ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行ふ者
  - ロ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会
  - ハ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律

第二百四十二条) 第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者  
二 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、水産業協同組合法第一百五十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫金融業者を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関へ金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)  
ト 指定紛争解決機関  
チ 前払式支払手段発行者  
ヨ 資金移動業を営む者  
ヲ 電子決済手段等取引業を行う者  
ヲ 暗号資産交換業を行う者  
ヲ 替引分析業を行う者  
カ 認定資金決済事業者協会  
ヨ 金融サービス仲介業を行う者  
ヨ 認定金融サービス仲介業協会  
三十九 電子記録債権の電子記録に関する事務(第三十六号に掲げるものを除く)。  
四十一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関する事務(第三十六号に掲げるものを除く)。  
四十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。第十一條第一項第十二号において同じ。)の支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。  
四十三 金融庁設置法(以下「法」という。)第三条第一項の任務に関する事務(内閣の重要政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務)。  
四十四 前各号に掲げるもののほか、金融庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事と。  
一 前項第三十五号及び第三十六号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。  
二 第五条第一項第一号イからヨまでに掲げる者  
三 預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、電子債権記録機関、保険契約者保護機構、損害保険料率算出団体及び投資者保護基金  
四 金融商品債務引受業を行う者、取引所金融市场を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、取引情報蓄積機関及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関

3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十六号、第三十八号(ト、カ及びヨに係る部分に限る)及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。  
(企画市場局の所掌事務)

#### 第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関する事務。
  - 二 法第四条第一項第三号イからシまでに掲げる者(第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。)の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事務。
  - 三 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関する事務。
  - 四 準備預金制度に関する事務。
  - 五 自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関する事務。
  - 六 金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に関する事務。
  - 七 金融機関の金利の調整に関する事務。
  - 八 金融商品債務引受業を行う者の監督に関する事務。
  - 九 取引所金融商品市場を開設する者の監督に関する事務。
  - 十 外国金融商品取引所の監督に関する事務。
  - 十一 認可金融商品取引業協会の監督に関する事務(店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る)。
  - 十二 金融商品取引業を行う者の監督に関する事務(金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る)。
  - 十三 金融商品取引所持株会社の監督に関する事務。
  - 十四 取引情報蓄積機関の監督に関する事務。
  - 十五 株式、社債その他の有価証券の振替に関する事務。
  - 十六 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による有価証券届出書、有価証券報告書の提出及び利用の監督に関する事務。
  - 十七 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書の提出及び処分に関する事務。
  - 十八 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関する事務。
  - 十九 公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等をいう。第十七条第一項第七号において同じ。)及び日本公認会計士協会に関する事務。
  - 二十 前項の場所において、同項第三号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第八号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十五号及び第十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。
- (監督局の所掌事務)
- 第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次に掲げる者の監督に関する事務。
  - 二 銀行業又は無尽業を営む者。
  - 三 銀行持株会社。
  - 四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一条)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会。

二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

本株式会社商工組合中央金庫

へ銀行代理業、長期信用代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合

法第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理

理（第十五条第一項第十三号及び第二十一条第一項第七号において「再編強化法代理業務」という。）を行ふ農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ト 信用保証協会、保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。第十一一条第一項第八号において同じ。）、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

チ 保険業を行う者

リ 保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヌ 船主相互保険組合

ル生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヌ 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（第二十二条第一項第一号亦において同じ。）

ヲ 「指定保険数理法人」という。）

ワ 自動車損害賠償保障法（昭和三十三年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（第二十二条第一項第一号において「指定紛争処理機関」という。）

カ 金融商品取引業を行う者

ヨ 指定親会社

タ 証券金融会社

レ ソレソレ投資法人

ツ 信用格付行為者

ム 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

ナ 特定金融指標算出者（金融商品取引法第一百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一号へ及び第二十三条第一項第一号トにおいて同じ。）

ラ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。第十五条第一項第二十四号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第一百五十四条）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ム 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。第二十三条第一項第一号チにおいて同じ。）

ウ 不動産特定共同事業を営む者

ヰ 確定拠出年金運営管理業を営む者

オ 資金清算業を行う者

オ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）

二 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の適格性の認定及びあつせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。同号において同じ。）の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第九号において同じ。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

五 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること（金融破綻処理制度及び金融危機管理の実施に関するものに限る。）

六 金融危機対応会議の庶務に關すること。

七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。第二十二条第一項第三号において同じ。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

九 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十 自動車損害賠償責任共済に關すること。

十一 投資者保護基金による返還資金金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十二 投資者保護基金による返還資金金融資に係る適格性の認定を行うこと。

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ヲ及びウからオまでに掲げる者の監督に属するものを、同項第一号ヨカラツまで、ナ及びムに掲げる者の監督に属する事務並びに同項第十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号カ及びネに掲げる者の監督に属する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

## 第二節 特別な職の設置等

（総括審議官、政策立案案総括審議官及び審議官）

第六条 総合政策局に、総括審議官一人、政策立案案総括審議官一人及び審議官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策立案案総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（公文書監理官及び参事官）

第七条 総合政策局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）及び参事官三人を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要な事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に關する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

### 第三節 課の設置等 第十一款 総合政策局

(総合政策局に置く課等)

**第八条** 総合政策局に、次の四課及び検査監理官一人を置く。

総務課

総合政策課

リスク分析総括課

(秘書課の所掌事務)

**第九条** 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 金融庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

三 長官の官印及び印の保管に関する事務。

四 国立国会図書館支部金融庁図書館に関する事務。

五 業典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務。

六 金融庁の所掌に係る事務を担当する職員及びその他の関係者に対する必要な研修を行うこと。

七 金融庁の所掌に係る検査その他の監督の方法に関する調査及び研究に関する事務。

八 金融庁の機構及び定員に関する事務。

九 金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。

十 金融庁所属の国有財産及び物品の管理に関する事務。

十一 金融庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。

十二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関する事務。

十三 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち金融

庁の所掌に属するものに関する事務。

十四 金融庁の職員に貸与する宿舎に関する事務。

十五 金融庁所属の建築物の營繕に関する事務。

十六 庁の所掌に係るものに関する事務。

十七 金融庁の行政の考査に関する事務。

十八 金融庁の情報システムの整備及び管理に関する事務。

十九 金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な情報の整理及

び分析並びにその結果の提供に関する事務。

二十 金融庁の事務能率の増進に関する事務。

(総務課の所掌事務)

**第十一条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務。

三 金融庁の保有する情報の公開に関する事務。

四 金融庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

五 金融庁の所掌事務に関する事務。

六 広報に関する事務。

七 金融庁の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関する事務の総

括に関する事務。

八 金融庁の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。

九 金融庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務。

十 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徵収に関する事務。

十二 金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十三 金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関する事務。

十四 金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関する事務。

十五 前各号に掲げるもののほか、金融庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

十六 前項の場合において、同項第五号及び第十二号に掲げる事務については総合政策課の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

**第十二条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関する事務。

三 金融に係る知識の普及に関する事務。

四 労働者の貯蓄に係る労働者財産形成政策基本方針の策定に関する事務。

五 金融庁の所掌に係る施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

六 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務。

七 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関する事務。

八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関する事務。

九 金融庁の所掌事務に関する事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関する事務。

十 金融に関する調査及び研究に関する事務。

十一 金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関する事務。

十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進を図るために必要な基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務。

十三 法第三条第一項の任務に關連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務。

十四 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを除くものとする。

十五 法第三条第一項の任務に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務。

十六 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号において同じ)に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務。

十七 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等(第三条第二項に規定する金融機関等をいふ。次号において同じ)に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務。

十八 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

十九 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十一 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十二 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十三 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十四 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十五 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十六 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十七 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十八 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

二十九 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十一 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十二 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十三 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十四 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十五 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十六 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十七 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十八 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

三十九 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

四十 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。

四 第三条第一項第三十八号イからヨまでに掲げる者の監督に関する事務（第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

五 商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関する事務（第二号に掲げる者を除く。）。

六 電子記録債権の電子記録に関する事務（第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

七 金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る。）、金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）に関する事務（第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

八 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基⾦、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に係ること（検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

九 総合政策局の所掌事務（第三条第一項第三十五号、第三十六号及び第三十八号から第四十一号までに掲げる事務に限る。）に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関する事務。

十 監督事務（総合政策局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この号において同じ。）に従事する職員の訓練並びに監督事務の指導及び監督に係すること。

十一 総合政策局の所掌事務（第三条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務に限る。次号において同じ。）に関する指針の策定に関する事務。

十二 総合政策局の所掌事務に係る施策に係る総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に係ること。

十三 水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十四 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業並びに再編強化法代理業務に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十五 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十六 電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十七 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十八 預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十九 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関する事務。

二十 准備預金制度に関する事務。

二十一 保険に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十二 自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十三 船主相互保険組合に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十四 信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の一第一項の登録を受けて信託法（平成十八年法律第八十号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十五 貸金業を営む者及び短資業者等（貸金業法施行令第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。）に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十六 不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二十七 資金決済に関する制度の企画及び立案に関する事務。

三 企画市場局の所掌事務に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事務。

四 企画市場局の所掌事務に係る施策に係る総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に係る事務。

五 企画市場局の所掌事務に従事する職員の訓練並びに企画市場局の所掌に関する事務の指導及び監督に関する事務。

六 国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事務の総括に関する事務。

七 国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する基本的な事項及び共通的な事項の企画及び立案に関する事務。

八 金融取引の高度化に関する制度の企画及び立案に関する事務。

九 金融業に係る持株会社に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十 銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十一 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十二 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十三 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業並びに再編強化法代理業務に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十四 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十五 信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の一第一項の登録を受けて信託法（平成十八年法律第八十号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十六 貸金業を営む者及び短資業者等（貸金業法施行令第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。）に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十七 不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十八 資金決済に関する制度の企画及び立案に関する事務。

十九 企画市場局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二十 企画市場局の所掌事務に属するものを除くものとする。

二十一 企画市場局に、次の三課を置く。

（企画市場局に置く課）

二十二 総務課  
企業開示課

二十三 総務課  
企業開示課

二十四 総務課  
企業開示課

二十五 総務課  
企業開示課

二十六 総務課  
企業開示課

二十七 総務課  
企業開示課

- 二十八 電子記録債権の電子記録に関する制度の企画及び立案に關すること。

二十九 確定拠出年金運営管理業に関する制度の企画及び立案に關すること。

三十 金融サービス仲介業に関する制度の企画及び立案に關すること。

三十一 内外における経済金融情勢に關する調査に關すること。

三十二 金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に關すること。

三十三 金融審議会の庶務（金利調整分科会に係るもの）に關すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、企画市場局の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

三五 前項の場合において、同項第十九号に掲げる事務については監督局の所掌に屬するものを、同項第三十二号に掲げる事務については他の所掌に屬するものを除くものとする。

三六 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に關すこと（総務課及び企業開示課の所掌に屬するものを除く。）。

二 金融商品取引業を行ふ者に關する制度の企画及び立案に關すること。

三 投資信託制度及び投資法人制度の企画及び立案に關すること。

四 資産の流動化に關する制度の企画及び立案に關すること。

五 金融機関の金利の調整に關すること。

六 金融審議会金利調整分科会の庶務に關すること。

七 金融商品債務引受業を行ふ者の監督に關すること。

八 取引所金融商品市場を開設する者の監督に關すること。

九 外国金融商品市場を開設する者の監督に關すること。

十 認可金融商品取引業協会の監督に關すること（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る。）。

十一 金融商品取引業を行ふ者の監督に關すること（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）。

十二 金融商品取引所持株会社の監督に關すること。

十三 取引情報蓄積機関の監督に關すること。

十四 有価証券の売買又はデリバティブ取引に關すること。

十五 株式、社債その他有価証券の振替に關すること。

十六 金融商品取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること（企業開示課の所掌に属するものを除く。）。

十七 前項の場合において、同項第七号から第十三号までに掲げる事務については総合政策局及び同法第三章の三の規定による信用格付業者に關する制度の企画及び立案に關すること。

十八 券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（企業開示課の所掌事務）

第十七条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による企業内容等の開示等に關する制度及び同法第三章の三の規定による信用格付業者に關する制度の企画及び立案に關すること。

二 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に關すること。

三 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条规定による準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条规定による準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第一十七条の三十七第一項の規定に基づく検査に關すること。

四 企業会計の基準の設定その他企業の財務に關すること。

五 企業会計審議会の庶務に關すること。

第

**十八条** 監督局に、次の五課を置く

第三款

十 公認会計士法第三十一条の二第一項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に關すること。

前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

總務課  
銀行第一課  
銀行第二課  
保險課  
証券課

**第十九条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 監督局の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 監督局の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に關すること。

三 監督事務（監督局の所掌に屬する監督に關する事務をいう。以下この項において同じ。）に関する指針の策定に關する事務の總括に關すること。

四 監督事務に係る施策に關し総合的な処理を要する事項に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

五 監督事務に從事する職員の訓練並びに監督事務の指導及び監督に關すること。

六 次に掲げる者の監督に關すること（イ及びハに掲げる者にあつては、金融商品取引法第一条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

ハ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体  
ニ　確定拠出年金運営管理業を営む者  
ホ　認定経営革新等支援機関  
ヘ　郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯  
金銀行をいう。以下同じ。）  
ト　郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及  
び第二十二条第一項第一号において同じ。）  
チ　日本郵政株式会社



リ 不動産特定共同事業を営む者

二 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

四 金融商品取引法第三十三条の二の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること。

2

前項の場合において、同項第一号りに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局の所掌に属するものを、同号ロからホまで、ト及びチに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号イ及びヘに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会並びに総務課の所掌に属するものを、同項第四号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会並びに総務課の所掌に属するものを除くものとする。

## 第二章 審議会等

### 第一節 企業会計審議会

第二十四条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、金融庁に、企業会計審議会を置く。

二 企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する。

三 前項に定めるもののほか、企業会計審議会に關し必要な事項については、企業会計審議会令（昭和二十七年政令第三百七号）の定めるところによる。

### 第二節 証券取引等監視委員会の事務局

（特別な職） 第二十五条 証券取引等監視委員会の事務局に、次長二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（事務局の内部組織） 第二十六条 事務局に、課を置く。

2 前項の規定に基づき置かれる課の数は、六以内とする。

（内部組織の細目） 第二十七条 前二条に定めるもののほか、事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

### 附 则

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（金融監督局組織令の廃止） 第二十八条 前二条に定めるもののほか、事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（総合政策局の所掌事務の特例） 第二十九条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（金融監督局組織令（平成十年政令第百八十三号）は、廃止する。

（企画市場局の所掌事務の特例） 第三十条 企画市場局は、第四条に規定する事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定めたまでの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

第四条 企画市場局は、第四条に規定する事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定めたまでの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

（監督局の所掌事務の特例）

第五条 監督局は、第五条に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の規定に基づく事務

二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の規定に基づく事務

三 金融機能強化審査会の事務が終了する日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

四 金融機能強化審査会の事務が終了する日までの間、郵便保険会社（同法第二十六条规定する事務のほか、金融機能の強化のための特別措置に関する事務をつかさどる。）並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社（同法第二十六条规定する事務のほか、金融機能強化審査会の事務が終了する日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。）に係るものをつかさどる。

五 監督局は、第五条及び前二項に規定する事務のほか、附則第九条第三項において同じ。）並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社（同法第二十六条规定する事務のほか、金融機能強化審査会の事務が終了する日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。）に係るものをつかさどる。

六 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

七 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第四項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

八 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第五項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

九 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第六項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第七項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十一 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第八項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十二 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第九項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十三 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十四 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十一項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十五 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十二項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十六 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十三項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十七 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十四項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十八 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十五項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

十九 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十六項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十七項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十一 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十八項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十二 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第十九項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十三 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十四 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十一項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十五 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十二項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十六 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十三項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十七 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十四項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十八 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十五項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

二十九 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十六項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十七項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十一 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十八項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十二 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第二十九項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十三 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十四 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十一項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十五 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十二項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十六 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十三項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十七 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十四項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十八 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十五項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

三十九 監督局は、第五条及び前各項に規定する事務のほか、附則第三条第三十六項に規定する政令で定めたまでの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

2 監督局総務課は、第十九条及び前項に規定する事務のほか、附則第三条第二項に規定する政令で定めるまでの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

3 監督局総務課は、第十九条及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する施行期間の末日までの間、司法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものを持つつかさどる。

#### (監督局銀行第一課の所掌事務の特例)

第十条 監督局銀行第二課は、第二十一条に規定する事務のほか、附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務を持つつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

2 監督局銀行第一課は、第二十二条及び前項に規定する事務のほか、附則第三条第四項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務を持つつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

附 則 (平成一一年五月一九日政令第一五六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月二十五日政令第二〇五号)  
この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月三日政令第三八九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 (平成十二年二月一日) から施行する。

附 則 (平成一一年六月七日政令第二四四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三五四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

附 則 (平成一二年六月三日政令第三五五四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十二年法律第九十二号) の施行の日 (平成十二年六月三十日) から施行する。

附 則 (平成一二年一月一七日政令第四八二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十二年法律第九十二号) の施行の日 (平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成一二年一月一七日政令第四八三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十二年十一月一日) から施行する。

附 則 (平成一三年三月一六日政令第五一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日政令第八八号)

この政令は、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 (平成十三年法律第二号) の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二三日政令第二四七号)  
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一二日政令第三二九号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一一月二二日政令第四一九号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月政令第四二六号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一二〇号) 抄  
(施行期日)

この政令は、法の施行の日 (平成十四年一月四日) から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日政令第一一五号) 抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び附則第五条に一項を加える改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二六日政令第二六一号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月二日政令第三〇七号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日政令第三六三号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月六日政令第七九号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一八日政令第七九号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第六条第一項の改正規定、第二十五条第一項の改正規定及び附則第五条第二項の改正規定 (「一人」を「二人」に改める部分に限る。) は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日政令第二〇五号) 抄  
(施行期日)

この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日 (平成十五年四月十日) から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第九号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二五日政令第二二四号) 抄  
(施行期日)

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二三日政令第二四一号) 抄  
(施行期日)

<p>(施行期日) 第一条 この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一二月二七日政令第四二五号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年四月一日政令第一一一号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年六月一〇日政令第二〇六号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正法」という。）の施行の日（同項において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年六月二九日政令第二二五号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年三月一〇日政令第三五五号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一七年三月一〇日政令第三三三号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げる規定以外の規定 保険業法等の一部を改正する法律の施行の日</p> <p>附 則 （平成一八年三月二九日政令第八二号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一八年三月三〇日政令第九一号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第六条第一項の改正規定及び第二十六条から第二十九条までの改正規定は、同年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一八年四月一九日政令第一七四号）抄</p> <p>この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年二月二三日政令第三一号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年八月三日政令第一二三三号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、改定の施行の日から施行する。</p>	<p>(金融庁設置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十一条 整備法第二百十三条の規定による改正前の金融庁設置法（平成十年法律第二百三十号。次項において「旧金融庁設置法」という。）第四条第三号ノの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間（旧抵当証券保管機構が整備法第五十八条第二項に規定する弁済受領業務を行なう場合にあっては、当該弁済受領業務が終了するまでの間）は、なおその効力を有する。</p> <p>2 旧金融庁設置法第四条第三号オの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間（旧抵当証券保管機構が整備法第五十八条第二項に規定する弁済受領業務を行なう場合にあっては、当該弁済受領業務が終了するまでの間）は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年一一月七日政令第三三九号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 第二条及び附則第三十三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日</p> <p>附 則 （平成一九年一一月七日政令第三五七号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年一二月七日政令第三五六号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年一二月一四日政令第三六九号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年一二月一四日政令第三六九号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年三月三一日政令第八九号）抄</p> <p>この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年五月二一日政令第一八〇号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二七日政令第一八八号）抄</p> <p>この政令は、平成十九年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年八月三日政令第一二三三号）抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、改定の施行の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。</p>
--	--

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年八月二七日政令第二五九号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年八月二九日政令第二七〇号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年九月三日政令第二七五号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年九月三日政令第三六九号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一〇月一二日政令第三三五号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一二月五日政令第三六九号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一〇月一二日政令第三三五号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一二月五日政令第二九七号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

の二十五第二号の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分（及び第十九条の三の三の二）を「第十九条の三の三の二及び第十九条の三の四の二」に改める部分に限る。）及び同条第五項に係る部分に限る。）、同令第十九条の三の三の改正規定（同条第二号ハに係る部分（又は金融商品取引所持株会社の）を「金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の」に改める部分及び「同号ハ」を「次号ハ、第四号ハ及び第五号ハ」に改める部分に限る。）及び同条に二号を加える部分に限る。）、同令第十九条の三の三の第二項の改正規定、同令第十九条の三の四の次に一条を加える改正規定、同令第三十七条の二に一号を加える改正規定（同令第三十八条の二第二項の改正規定（第六十六条の二十二）の下に「第六十六条の四十五第一項」を加える部分及び「並びに第一百五十六条の三十四並びに第一百五十六条の三十四並びに第一百五十六条の五十九」に改める部分を除く。）、同令第四十三条の五第一項第二号及び第四十三条の六の改正規定、同令第四十四条の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第十四項に係る部分（金融商品取引所持株会社の本店）を「金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所」に改める部分、「営業所」の下に「若しくは事務所」を加える部分及び「当該金融商品取引所持株会社」を「当該金融商品取引所持株会社等」に改める部分に限る。）並びに同令第四十四条の四（同条第三項に係る部分（又は主たる事務所）を削る部分に限る。）を除く。）の改正規定並びに第三十七条中金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所」を「第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に改める部分及び「第一百六条の二十、第一百六条の二十七」を「第一百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、「第一百六条の二十七（同法第九条において準用する場合を含む。）に改める部分に限る。）」に改める部分に限る。）改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

**附 則**（平成二一年三月一日政令第一九号）抄  
（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成二一年四月一日政令第八三号）抄  
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二二年四月一日政令第二五五号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から同年六月三十日までの間ににおけるこの政令による改正後の金融庁組織令第五条の規定の適用については、同条第一項中「二人」とあるのは、「一人」とする。

**附 則**（平成二三年一月二八日政令第三六〇号）抄  
（施行期日）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、第六条第一項及び第二十六条第一項並びに附則第五条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二三年一月二八日政令第三六〇号）抄  
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二三年一月二六日政令第四二三号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二四年三月三〇日政令第五六〇号）抄  
（施行期日）



